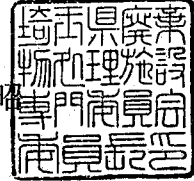


廃施専第1-2号
令和5年9月11日

埼玉県知事 大野 元裕 様

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会
委員長 藤吉 秀昭



株式会社シタラ興産の産業廃棄物処理施設（焼却施設）設置計画に係る
生活環境保全に関する意見

本委員会において、株式会社シタラ興産の産業廃棄物処理施設（焼却施設）設置計画及び生活環境影響調査書を、技術上の観点から審査した結果、生活環境影響調査結果については当該地域に定められた基準等を満足していること、産業廃棄物処理施設設置計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた技術上の基準に照らし、適正処理に必要な水準に達していると考えられる。

なお、稼働に当たっては、下記の事項を念頭に置いて操業することが重要と考えられる。

記

- 1 引火点の低い廃棄物などの処理に注意を要する廃棄物を取り扱う際には、受入れ時のチェック体制や焼却施設への投入方法等について、具体的なマニュアルを作成するなどして、安全で適切な処理を行うこと。
- 2 搬入が集中する時間帯の搬入車両台数を想定し、その時も展開検査等の実施が可能となる体制を構築し、適切に搬入車両の管理を行える体制を整えると同時にそのマニュアルを整備すること。

